市報とおかまち

昭和35年11月15日（土曜日）　定価一部5円　発行　毎月15日　発行所　十日町市役所

人口のうごき

人口	43,466
男	20,642
女	22,824
世帯数	7,691

今月の納税

固定資産税（第4期）

納期 11月 30日

今月のこよみ

▽郵便のあて名を正しく書く運動（十一月中）
▽公明選挙強調期間（十九日まで）
▽手足の不自由な子供を育てる運動（十一月十日まで）
▽消費者保護週間（十八、七日）
▽十七日　第十回新潟県勤労奉仕作業総合祭（二十日迄）
▽十九日　産業批判会（大阪）
▽二十一日　奢侈品等物品税（三十日まで）水田供給会（三十日まで）
▽二十二日身体障害者福祉法施行十周年記念新潟県大会（新潟）
▽二十三日　勤労感謝の日
▽二十五日産婦人まいもの祭（二十九日まで新潟）
▽全国火災予防運動（十二月二日まで）教育キャンペーン講習会（二十七日まで福島）

おしらせ

年賀はがき発売　おなじみの深いお年玉つき年賀はがきが11月15日から発売されることになりましたが、本年も昨年同様4円と5円(1円寄付金付きのもの)の2種類でどちらにもくじがつきます。

今月は所得税2期の納期　所得税第2期分の納税が11月1日から始って納期が30日限りとなっております。毎年のことですが今月は国税では所得税第2期、県税では事業税第2期の納税の月でそれぞれ納期が重なり納税者の皆さんにご苦労な月でありますが11月30日までに完納されるようお願い致します。ご自分で納められるときは税務署から送付された納付書により最寄りの銀行か郵便局又は税務署の窓口に納めて下さい（納付書は銀行と郵便局の窓口に用意してあります。）万一経済事情の変動や災害の発生、その他の事情によって11月1日の現況で計算した申告納税見積額が第1期分の予定納税額の計算の基礎になった予定納税基準額に比べて、多額に減少することとなる場合には、修正申告をすることができます。これは税額の増加が確定申告にしわよせになるのを防ぐための手続きです。また新たに商業、工業などの事業を開始しその所得の見積金額が扶養控除(第1人目7万円、第2人目以下3万円と)基礎控除(9万円)の合計額を越えることとなる場合には予定申告をしなければなりません。

聴覚障害者の更生相談　耳が聞えずよく言葉がしゃべれない人、顔面に火傷やケガのあとがあったり、兎唇で悩んでいる人がありましたらお気軽に相談させて下さい。　「相談の日時と場所」

日時　11月25日
　受付　午前8時半より午後2時まで
　相談午前9時より午後4時まで
場所　十日町公民館

相談担当者は県立十日町病院
　耳鼻科医長金野克　十日町市社
　会福祉事務所係員　十日町市社
　会社福協議会係員

「相談の内容」
◎ 耳の病気・耳がよく聴えない、
◎ 言語機能障害よくしゃべれない。

初冬　立冬の七日を過ぎる頃から寒さも日まして加わり、冬がかけ足でやってきます。各家庭でもそれぞれ冬ごもりの準備に忙しく、台所をあずかる主婦たちはいまつけな洗いに※

※大わらわです。農有に住む小人々にとって、このつけなはひと冬欠くことのできない大切な食物ですがここかしこの小川に野沢菜が積まれるとひとしお初冬を感じさせます。

（写真は下条地内所見）

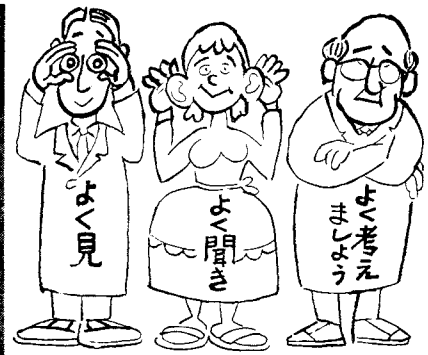

清い票積ってよい国よい政治

揃って投票しましょう
11月20日は投票日

日本の政治の方向を決める衆議院議員選挙は最高裁判官の国民審査と同時に十一月二十日に行われることになりました。今回は昭和二十一年四月に終戦後初めての衆議院議員の総選挙が行われてから八回目です。

有権者の政治への関心は総選挙の回を重ねるごとに全国的に上昇しています。県下では昭和二十七年の選挙を境にして急激に上昇傾向をたどり、常時八十%以上と全国平均を上回る投票成績となっています。申すまでもなく明るい政治は明るい選挙から始まります。この機会において主権者の皆さんが一票を行使してそれぞれ立派な代表者を選ぶわけですが、選挙権及びないきれいな選挙でよい主政治を確立する様にいたしましょう。

憲法によって私達の権利義務が保証されています。この私達の権利が不当に侵害されたり、また不当な義務を負わされたりすることのないように、憲法の精神に活ついて良識ある厳粛の判断をするところが最高裁判所です。最高裁判所の裁判官の良し悪しは私達の生活に大きな影響を与えるということがいえるでしょう。このため国民審査の投票も厳重に行われなければなりませんし、よく知るために常に新聞、ラジオ等を見聞し正しい審査をするよう心がけましょう。

投票はこのように

選挙人は選挙の当日、あらかじめ配布を受けた入場券を持参し所定の投票所に行き投票します。

代理投票とは

身体の故障又は文盲で自分で候補者の氏名を書けない方は投票用紙交付の際、その旨を申出れば投票補助者二人が投票管理者から指定されますから、投票したい候補者の氏名を書かせ自分で投票箱に投函します。

点字投票

投票用紙の交付を受ける際、点字投票したい旨申し出て点字投票用紙を受け取ります。

不在者投票はどのように するか

選挙人は選挙の当日投票所に行って投票することのできない（つぎのやむを得ない事由による）ものは、その事由の証明書を持って選挙の前日までに所定の手続きを経て不在投票することができます。

(1)市外において職務又は業務に従事中であるような場合。

（選挙関係職務従事者は所属区の区域外で職務又は業務に従事中であるような場合）この場合の職務、業務に係る官公署、会社、事務所、その他これに準ずるものの長（業務主）又はその代理人の証明書。

(2)やむを得ない用務又は事故のため市外に旅行中又は滞在中であるような場合。

この場合(3)業主又はその代理人③医師、歯科医師、助産婦③住所地の市町村長③旅行先、滞在地の市町村長の証明書。

(3)病気、負傷、妊娠、不具、お産のため歩くことが著しく困難である場合又は監獄、少年院に収容中であるような場合。

この場合①医師、歯科医師、助産婦②監獄長、代用監獄の管理者③少年院長の証明書。

(4)別に定められた地域に居住中或は滞在中又は職務業に従事中であるような場合。

不在者投票のやり方

イ、市内でやる場合

選挙人自身で投票事由証明書を持参して、各投区の出張所に行き、投票用紙を請求してその場で投票する。（印鑑持参）

ロ、市外でやる場合

既に市の区域外に旅行中、又は滞在中の方は当該事由証明書の証明を受けるとそのまま郵便で送り返されてきます。

入場券は届きましたか

今回の衆議院議員選挙の投票は滞在中の方は当該事由の証明書を添付して、郵送で投票用紙等の請求を当市の選挙管理委員会委員長宛にする。この郵便を受けると当市の選挙管理委員長は直ちに投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書を一括同封して本人に郵送します。なお、選挙人は速やかに旅行先又は滞在地の市町村役場、選挙管理事務所に行って郵送された投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書中にある証明書の請求を当市の選挙管理委員長宛に郵送します。

入場券は去る日まで全戸に配付済みであります。有権者で未だ受取られない方は市役所又は出張所に早く申出て下さい。選挙人名簿に登載のない方は投票はできません。

☆今年いちばんの働き手
（勤労感謝の日—23日）
「母ちゃん、ありがとうよ、ごほうびには大好物のシオせんべいメダル」

造林者の皆さんへ

植林の時期になりました。植付の準備は終りましたか。植付に当ってはつぎのことに注意して緑の住み良い郷土を造りましょう。

◎苗木は到着後速に包をといて流水で根を浸しましょう。
◎仮植は水捌後、湿潤地に近い風当りの少い日陰にしましょう
◎植付用苗木は、常に乾燥防止せねばなりません。特に根は強い光線及び風に当てないようにしましょう。
◎植付は無風の曇天又は雨降り前にやりましょう。
◎植付は深めに掘り、石や木の根、雑草を除き、ていねいに植付けましょう。
◎植付の際の根ふみは特に強くやりましょう。

なお、林業経営の相談は最寄りの林業改良指導員へ。

基本選挙人名簿の縦覧 19日まで

本年九月十五日現在で調査した基本選挙人名簿の縦覧を十九日まで行います。これは明年一ヵ年間に実施される選挙のため厚生体育年間の有識者に縦覧を期待して関係機関を通じ通知をしております。実現性としては来年を目標にしております。又設計等の細部につきましては市内の有識者を集め専門委員を設け充分検討し総合体育館として全市民から広く利用していただく設計を考えております。（市長談）

ひいき

厚生体育年間の建設を一日千秋の思いで待っておりますが、実現性の見通しについてお知らせ下さい。（一体育クラブ員）

（お答え）厚生体育年間の建築につきましては、寄附金その資金の金額を厚生年金積立金に使われるもので今回の補充選挙人名簿とは関係ありませんから注意下さい。

○　とじて保存して下さい　○

十二月中旬に答申

市農業委員会

—農業振興策の市長諮問—

十日町市農業委員会では「本市における農業振興推進上の問題点とその対策について」という村山市長からの諮問に対して去る十一月七日部会長会議を開き答申案作成方針と基本的事項を総会ではかった後十二月中旬を目標に市長に対して答申することになりました。村山市長の農業振興に対する諮問は自然的、立地条件に恵まれざる本市農業について特にその構造、指導機構の問題その他幾多の問題点などについて農業委員会の意見を求めようというものでその具体的内容は

①蚕糸振興についてとるべき方策

②土地条件の整備について緊急にとるべき方策

③畑作振興についての重点方策

④林業振興についての方策

⑤稲作経営についての安定方策

⑥稲作経営についての安定方策

の各項目であります。このため十日町市農業委員会では今月十六日総会を開催して答申案作成方針と基本的事項を決め、二十日過ぎから各地域毎に集会を開き各地区の意見を集約してこの結果により農業振興部会でその骨子を作り総会で議決し後答申するという段取りで準備中ですが、各地域毎の集会では地域の農業委員、クラブ団体、農事連絡員、改良クラブ代表などの参集を得て意見を聞き集約することになっております。なお答申期日は十一月中旬頃になる見込です。

昭和三十五年十月十日市米多収穫共進会審査成績

順位　氏名　部落名　品種名　10アール当玄米重量Kg

1　田中己三　高倉　金　742.96
2　高橋柳次郎　落野　南風　698.89
3　佐藤水吉　四北　ककक　696.29
4　佐藤治　高　ककक　695.82
5　佐藤治　日野田　ककक　679.51
6　佐藤治　日野田　ककक　679.44
7　佐藤治　日野田　ककक　663.80
8　佐藤治　日野田　ककक　660.40
9　佐藤治　日野田　ककक　648.40
10　佐藤治　日野田　ककक　645.56

賞　等級　氏名　部落名
特1等　田中己三　高倉
2等　佐藤治　日野田
3等　佐藤治　日野田
佐藤治　日野田
佐藤治　日野田